

J R 東海労働組合関西地「申」第8号
2024年5月23日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「鳥飼基地総合事務所棟4階風呂場の脱衣所の水漏れ」に関する申し入れ

2024年4月中旬より、総合事務所棟4階にある風呂場（主にSEK、サービック、東海物流の社員が使用する）の脱衣場の天井から水漏れが発生している。当初、1箇所であったが、日を追うごとに水漏れ箇所が増えている。

その中には空調の付近からの水漏れもあり、空調が使えない状態である。また、脱衣所のロッカーもまともに使えない状態である。風呂場の脱衣場という性質上、湿気が多く、また、これからの梅雨を迎え、ますます湿気がひどくなることが予想され、カビや雑菌が繁殖する可能性があり、人体に影響を与える可能性も考えられる。

よって、以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定し開催すること。

記

1. 総合事務所棟4階にある風呂場の施設管理権は、何処が持っているのか明らかにすること。
2. 東海会社は、総合事務所棟4階にある風呂場（主にSEK、サービック、東海物流の社員が使用する）の脱衣場の天井から水漏れが発生している現状を把握しているのか、明らかにすること。
3. 脱衣場の水漏れ発生から、既に1カ月以上経過しているが関連会社（SEK・サービック・東海物流）からの修理依頼はないのか、明らかにすること。
4. 風呂場の脱衣場は、湿気が溜まりやすく、カビの発生や雑菌が繁殖する可能性があり人体に影響があると考えますが、会社の見解を明らかにすること。
5. 東海会社は、関連会社（SEK・サービック・東海物流）からの修理依頼があり、水漏れを把握しているならば、早急に修繕を実施すること。

6. 総合事務所棟 4 階にある風呂場の水漏れの修繕が完了するまで、他の風呂を使用できるようにすること。

以上